

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定【市民文化スポーツ局戸籍住民課】2
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局戸籍住民課】3
- 指定代理納付者の指定【市民文化スポーツ局戸籍住民課】4
- 令和3年2月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財産活用推進課】5
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】6
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】7
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】8
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】9
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】21

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【建設局総務部総務課】25
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課】28
- 物品等供給契約に係る一般競争入札の公告【建設局道路部道路維持課】31
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【建設局道路部道路維持課】34
- 保険契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部総務課】38

北九州市告示第 3 1 号

インターネット請求による住民票の写しの交付手数料の納付について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 2 4 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号	令和 3 年 2 月 1 5 日から同月 2 8 日まで

北九州市告示第 3 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、インターネット請求による住民票の写しの交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 2 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社グラフ ァー	東京都渋谷区千駄ヶ谷一 丁目 2 番 3 号	令和 3 年 2 月 1 5 日から同 月 2 8 日まで

北九州市告示第 33 号

小倉行政サービスコーナーにおける住民票の写し等の交付手数料の納付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 24 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
P a y P a y 株 式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	令和 3 年 2 月 15 日から同 月 28 日まで

北九州市告示第 34 号

令和 3 年 2 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和 3 年 2 月 25 日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）

北九州市告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.4 ～ 99.2	44,262.0
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.4 ～ 99.2	44,351.9
495	495号	前	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで	5.4 ～ 52.0	20,035.5
		後	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで	5.4 ～ 52.0	20,023.5

北九州市告示第 36 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 2 月 15 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで
495	495号	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで

北九州市告示第 37 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3125	篠崎 8 1 号線	小倉北区篠崎三丁目 108 番 1 地先から 小倉北区篠崎三丁目 108 番 17 地先まで	5.2 ～ 7.1	36.3
3245	篠崎 9 1 号線	小倉北区篠崎三丁目 117 番 1 地先から 小倉北区篠崎三丁目 108 番 18 地先まで	5.0	40.6

北九州市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2249	篠崎1 7号線	前	小倉北区篠崎四丁目131 7番4地先から 小倉北区篠崎三丁目179 番13地先まで	9.2 ～ 13.4	614.1
		後	小倉北区篠崎四丁目131 7番4地先から 小倉北区篠崎三丁目179 番13地先まで	9.2 ～ 13.4	614.2
1485	木下4 号線	前	小倉南区大字木下846番 地先から 小倉南区大字木下梅本橋ま で	2.2 ～ 9.2	268.7
		後	小倉南区大字木下846番 地先から 小倉南区大字木下梅本橋ま で	2.6 ～ 9.2	267.1
527	本町小 竹1号 線	前	若松区本町二丁目909番 2地先から 若松区大字小竹1112番 2地先まで	6.3 ～ 42.6	5,957.3

		後	若松区本町二丁目909番 2地先から 若松区大字小竹1112番 2地先まで	6.3 ～ 42.6	5,957.7
705	本町北 浜1号 線	前	若松区本町一丁目948番 地先から 若松区北浜一丁目64番1 地先まで	6.9 ～ 13.5	710.8
		後	若松区本町一丁目948番 地先から 若松区北浜一丁目64番1 地先まで	6.9 ～ 12.3	709.5
2487	中川町 1号線	前	若松区中川町41番1地先 から 若松区中川町435番2地 先まで	7.3 ～ 11.5	311.5
		後	若松区中川町41番1地先 から 若松区中川町423番6地 先まで	7.2 ～ 8.0	311.5
2488	中川町 2号線	前	若松区中川町4番11地先 から 若松区中川町435番1地 先まで	5.3 ～ 8.6	146.0
		後	若松区中川町4番11地先 から 若松区中川町435番1地 先まで	5.3 ～ 8.7	146.3
2489	中川町 3号線	前	若松区中川町444番1地 先から 若松区中川町438番地先 まで	2.9 ～ 4.0	80.3

		後	若松区中川町 4 4 4 番 1 地 先から 若松区中川町 4 3 8 番 1 地 先まで	2.9 ～ 3.9	80.3
2 4 9 0	中川町 4 号線	前	若松区中川町 4 2 3 番 6 地 先から 若松区中川町 4 5 4 番 2 3 地先まで	6.0 ～ 21.5	33.2
		後	若松区中川町 4 2 3 番 6 地 先から 若松区中川町 4 3 7 番 1 地 先まで	6.0 ～ 11.2	32.3
2 4 9 6	中川町 1 0 号 線	前	若松区中川町 3 4 1 番 2 地 先から 若松区中川町 3 5 4 番 6 地 先まで	2.6 ～ 3.8	144.7
		後	若松区中川町 3 4 1 番 2 地 先から 若松区中川町 3 5 4 番 4 地 先まで	2.6 ～ 3.8	145.4
2 4 9 7	中川町 1 1 号 線	前	若松区中川町 3 4 1 番 1 0 地先から 若松区中川町 4 4 7 番 9 地 先まで	2.0 ～ 2.5	104.3
		後	若松区中川町 3 4 1 番 1 0 地先から 若松区中川町 4 4 7 番 9 地 先まで	2.0 ～ 2.4	104.2
2 4 9 8	中川町 1 2 号 線	前	若松区中川町 3 5 0 番 1 地 先から 若松区中川町 3 4 4 番 2 地 先まで	5.2 ～ 8.8	133.5

		後	若松区中川町 3 5 0 番 1 地 先から 若松区中川町 3 4 4 番 2 地 先まで	5.2 ～ 5.3	133.9
2 7 1 2	浜町 9 号線	前	若松区浜町二丁目 8 3 番 2 9 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで	5.0 ～ 5.5	336.2
		後	若松区浜町二丁目 8 3 番 2 9 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで	4.9 ～ 5.5	335.6
2 7 1 9	浜町 1 6 号線	前	若松区浜町二丁目 3 4 8 番 4 地先から 若松区浜町二丁目 8 9 番 2 6 地先まで	2.2 ～ 5.6	290.4
		後	若松区浜町二丁目 3 4 8 番 4 地先から 若松区浜町二丁目 8 9 番 2 6 地先まで	2.2 ～ 5.6	288.5
2 7 2 0	浜町 1 7 号線	前	若松区浜町二丁目 7 9 番 3 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 7 地先まで	4.9 ～ 5.5	143.4
		後	若松区浜町二丁目 7 9 番 3 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 7 地先まで	4.9 ～ 5.7	143.2
2 7 2 2	浜町 1 9 号線	前	若松区浜町二丁目 3 4 8 番 1 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで	13.5 ～ 41.9	141.2

		後	若松区浜町二丁目 3 4 8 番 5 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで	13.5 ～ 34.3	138.8
2 7 3 1	浜町 2 8 号線	前	若松区浜町一丁目 1 3 番地 先から 若松区浜町一丁目 3 3 5 番 1 地先まで	5.0 ～ 8.0	91.5
		後	若松区浜町一丁目 1 3 番地 先から 若松区浜町一丁目 3 3 5 番 1 地先まで	5.0 ～ 8.0	91.7
2 7 3 2	浜町 2 9 号線	前	若松区浜町一丁目 4 番 3 地 先から 若松区浜町一丁目 1 3 3 番 1 地先まで	4.9 ～ 7.2	110.9
		後	若松区浜町一丁目 4 番 3 地 先から 若松区浜町一丁目 1 3 1 番 1 地先まで	4.9 ～ 7.2	111.4
2 7 3 4	浜町 3 1 号線	前	若松区浜町一丁目 1 3 0 番 1 地先から 若松区浜町一丁目 8 3 番 7 地先まで	5.4 ～ 5.6	39.6
		後	若松区浜町一丁目 1 3 0 番 1 地先から 若松区浜町一丁目 1 2 7 番 2 地先まで	5.4 ～ 5.7	40.6
3 0 4 2	本町 2 号線	前	若松区本町一丁目 1 番 4 地 先から 若松区本町一丁目 6 5 番 2 地先まで	5.6 ～ 37.5	277.1

		後	若松区本町一丁目1番4地 先から 若松区浜町一丁目129番 1地先まで	5.7 ～ 25.8	273.8
3043	本町3 号線	前	若松区浜町一丁目137番 地先から 若松区本町一丁目118番 2地先まで	11.6 ～ 19.5	77.0
		後	若松区浜町一丁目129番 1地先から 若松区本町一丁目145番 1地先まで	11.6 ～ 13.3	78.1
3044	本町4 号線	前	若松区本町一丁目959番 1地先から 若松区本町一丁目337番 1地先まで	4.4 ～ 6.0	237.0
		後	若松区本町一丁目959番 1地先から 若松区本町一丁目317番 6地先まで	4.4 ～ 6.0	236.5
3045	本町5 号線	前	若松区本町一丁目333番 14地先から 若松区本町一丁目318番 3地先まで	5.5 ～ 6.4	59.6
		後	若松区本町一丁目333番 14地先から 若松区本町一丁目318番 3地先まで	5.4 ～ 6.4	59.0
3046	本町6 号線	前	若松区本町一丁目373番 1地先から 若松区本町一丁目135番 4地先まで	18.7 ～ 24.2	235.1

		後	若松区本町一丁目 3 7 3 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 3 5 番 4 地先まで	16.7 ～ 24.2	215.5
3 0 4 7	本町 7 号線	前	若松区本町一丁目 2 9 5 番 地先から 若松区本町一丁目 3 1 4 番 2 地先まで	1.8 ～ 6.1	178.1
		後	若松区本町一丁目 2 9 5 番 地先から 若松区本町一丁目 3 1 4 番 2 地先まで	1.8 ～ 6.1	177.8
3 0 4 8	本町 8 号線	前	若松区本町一丁目 1 1 2 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 5 1 番 1 地先まで	2.9 ～ 18.3	102.0
		後	若松区本町一丁目 1 6 5 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 5 1 番 1 地先まで	2.9 ～ 10.7	103.6
3 0 5 0	本町 1 0 号線	前	若松区本町一丁目 6 0 番地 先から 若松区本町一丁目 2 4 4 番 5 地先まで	5.2 ～ 7.4	361.2
		後	若松区本町一丁目 6 0 番地 先から 若松区本町一丁目 2 4 4 番 5 地先まで	5.0 ～ 7.4	356.1
3 0 5 3	本町 1 3 号線	前	若松区本町一丁目 2 3 6 番 1 地先から 若松区本町一丁目 2 6 6 番 2 地先まで	7.1 ～ 7.3	144.3

		後	若松区本町一丁目 2 3 2 番 1 地先から 若松区本町一丁目 2 6 6 番 2 地先まで	7.0 ～ 7.3	133.7
3 0 5 5	本町 1 5 号線	前	若松区本町一丁目 9 7 4 番 1 地先から 若松区本町一丁目 2 2 3 番 2 地先まで	3.0 ～ 5.5	141.5
		後	若松区本町一丁目 9 7 4 番 1 地先から 若松区本町一丁目 2 2 3 番 2 地先まで	3.0 ～ 5.5	133.0
3 0 5 8	本町 1 8 号線	前	若松区本町二丁目 4 6 1 番 6 地先から 若松区本町二丁目 7 7 5 番 2 地先まで	13.3 ～ 19.7	159.8
		後	若松区本町二丁目 4 6 1 番 6 地先から 若松区本町二丁目 7 7 5 番 2 地先まで	13.4 ～ 19.7	175.7
3 0 5 9	本町 1 9 号線	前	若松区本町二丁目 9 8 0 番 2 地先から 若松区本町二丁目 4 9 6 番 地先まで	5.2 ～ 5.5	358.2
		後	若松区本町二丁目 9 8 0 番 2 地先から 若松区本町二丁目 4 9 6 番 地先まで	5.2 ～ 12.5	358.1
3 0 6 0	本町 2 0 号線	前	若松区中川町 4 4 4 番 1 6 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで	12.6 ～ 22.4	136.6

		後	若松区中川町 4 4 4 番 1 6 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで	12.6 ～ 22.5	137.1
3 0 6 1	本町 2 1 号線	前	若松区本町二丁目 5 4 3 番 3 地先から 若松区本町二丁目 4 6 1 番 6 地先まで	14.1 ～ 20.8	164.2
		後	若松区本町二丁目 5 4 3 番 3 地先から 若松区本町二丁目 4 6 1 番 6 地先まで	14.0 ～ 16.1	163.9
3 0 6 2	本町 2 2 号線	前	若松区本町二丁目 5 2 1 番 地先から 若松区本町二丁目 4 0 1 番 1 地先まで	4.3 ～ 11.7	248.7
		後	若松区本町二丁目 5 2 1 番 地先から 若松区本町二丁目 3 9 1 番 9 地先まで	4.1 ～ 11.7	242.3
3 0 6 3	本町 2 3 号線	前	若松区本町二丁目 7 1 5 番 1 地先から 若松区本町二丁目 4 7 8 番 地先まで	4.3 ～ 5.3	178.1
		後	若松区本町二丁目 7 1 5 番 1 地先から 若松区本町二丁目 4 7 8 番 地先まで	4.3 ～ 5.3	178.2
3 0 6 4	本町 2 4 号線	前	若松区本町二丁目 6 8 4 番 1 地先から 若松区本町二丁目 3 8 5 番 2 地先まで	5.3 ～ 5.4	223.2

		後	若松区本町二丁目 6 8 4 番 1 地先から 若松区本町二丁目 3 8 7 番 3 地先まで	5.3 ～ 5.4	216.6
3 0 6 5	本町 2 5 号線	前	若松区本町二丁目 6 6 1 番 1 地先から 若松区本町二丁目 7 7 4 番 5 地先まで	5.5 ～ 8.0	201.2
		後	若松区本町二丁目 6 6 1 番 1 地先から 若松区本町二丁目 7 7 4 番 1 3 地先まで	7.1 ～ 16.3	200.6
3 0 6 6	本町 2 6 号線	前	若松区本町二丁目 8 3 7 番 2 地先から 若松区本町二丁目 8 0 4 番 4 地先まで	4.2 ～ 6.7	180.1
		後	若松区本町二丁目 8 3 7 番 2 地先から 若松区本町二丁目 8 0 4 番 4 地先まで	3.5 ～ 7.1	180.2
3 0 6 7	本町 2 7 号線	前	若松区本町二丁目 8 6 9 番 1 地先から 若松区本町二丁目 9 0 7 番 2 地先まで	3.5 ～ 3.8	104.7
		後	若松区本町二丁目 8 6 8 番 地先から 若松区本町二丁目 9 0 7 番 2 地先まで	3.5 ～ 3.8	103.5
3 0 7 1	本町 3 1 号線	前	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番 1 地先まで	3.2 ～ 5.1	120.5

		後	若松区本町三丁目 5 4 8 番 8 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番 1 地先まで	3.2 ～ 5.1	121.9
3 0 7 3	本町 3 3 号線	前	若松区中川町 3 5 4 番 6 地 先から 若松区中川町 4 4 5 番 3 地 先まで	12.3 ～ 14.8	141.0
		後	若松区中川町 3 5 4 番 4 地 先から 若松区中川町 4 4 5 番 3 地 先まで	12.4 ～ 14.8	140.3
3 0 7 4	本町 3 4 号線	前	若松区本町三丁目 5 4 8 番 2 0 地先から 若松区本町三丁目 4 5 1 番 8 地先まで	11.4 ～ 15.9	136.0
		後	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 4 地先から 若松区本町三丁目 4 5 1 番 8 地先まで	11.3 ～ 15.9	135.6
3 2 3 8	本町 4 3 号線	前	若松区本町二丁目 3 8 6 番 地先から 若松区本町二丁目 3 8 7 番 1 1 地先まで	1.6 ～ 3.4	35.3
		後	若松区本町二丁目 3 8 6 番 地先から 若松区本町二丁目 3 8 7 番 3 地先まで	1.6 ～ 3.4	34.5
3 4 5 2	本町 4 4 号線	前	若松区本町一丁目 9 5 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 0 6 番 2 地先まで	4.9	51.9

		後	若松区本町一丁目 9 6 番 7 地先から 若松区本町一丁目 1 0 6 番 1 地先まで	8.8 ～ 12.0	48.5
3 4 9 1	本町 4 5 号線	前	若松区本町一丁目 9 7 6 番 1 地先から 若松区本町一丁目 3 番 6 地 先まで	8.9 ～ 16.9	362.5
		後	若松区本町一丁目 9 7 6 番 1 地先から 若松区本町一丁目 3 番 6 地 先まで	8.9 ～ 21.5	362.5
5 8 6 9	馬場山 西 1 号 線	前	八幡西区馬場山西 6 3 3 番 2 1 地先から 八幡西区馬場山西 6 7 8 番 1 地先まで	5.5 ～ 8.0	290.5
		後	八幡西区馬場山西 6 3 3 番 2 1 地先から 八幡西区馬場山西 6 7 8 番 1 地先まで	6.0 ～ 8.0	290.9

北九州市告示第 39 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 2 月 15 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2 2 4 9	篠崎 1 7 号線	小倉北区篠崎四丁目 1 3 1 7 番 4 地先から 小倉北区篠崎三丁目 1 7 9 番 1 3 地先まで
3 1 2 5	篠崎 8 1 号線	小倉北区篠崎三丁目 1 0 8 番 1 地先から 小倉北区篠崎三丁目 1 0 8 番 1 7 地先まで
3 2 4 5	篠崎 9 1 号線	小倉北区篠崎三丁目 1 1 7 番 1 地先から 小倉北区篠崎三丁目 1 0 8 番 1 8 地先まで
1 4 8 5	木下 4 号線	小倉南区大字木下 8 4 6 番地先から 小倉南区大字木下梅本橋まで
5 2 7	本町小竹 1 号線	若松区本町二丁目 9 0 9 番 2 地先から 若松区大字小竹 1 1 1 2 番 2 地先まで
7 0 5	本町北浜 1 号線	若松区本町一丁目 9 4 8 番地先から 若松区北浜一丁目 6 4 番 1 地先まで
2 4 8 7	中川町 1 号線	若松区中川町 4 1 番 1 地先から 若松区中川町 4 2 3 番 6 地先まで
2 4 8 8	中川町 2 号線	若松区中川町 4 番 1 1 地先から 若松区中川町 4 3 5 番 1 地先まで
2 4 8 9	中川町 3 号線	若松区中川町 4 4 4 番 1 地先から 若松区中川町 4 3 8 番 1 地先まで
2 4 9 0	中川町 4	若松区中川町 4 2 3 番 6 地先から

	号線	若松区中川町 4 3 7 番 1 地先まで
2 4 9 6	中川町 1 0 号線	若松区中川町 3 4 1 番 2 地先から 若松区中川町 3 5 4 番 4 地先まで
2 4 9 7	中川町 1 1 号線	若松区中川町 3 4 1 番 1 0 地先から 若松区中川町 4 4 7 番 9 地先まで
2 4 9 8	中川町 1 2 号線	若松区中川町 3 5 0 番 1 地先から 若松区中川町 3 4 4 番 2 地先まで
2 7 1 2	浜町 9 号 線	若松区浜町二丁目 8 3 番 2 9 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで
2 7 1 9	浜町 1 6 号線	若松区浜町二丁目 3 4 8 番 4 地先から 若松区浜町二丁目 8 9 番 2 6 地先まで
2 7 2 0	浜町 1 7 号線	若松区浜町二丁目 7 9 番 3 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 7 地先まで
2 7 2 2	浜町 1 9 号線	若松区浜町二丁目 3 4 8 番 5 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで
2 7 3 1	浜町 2 8 号線	若松区浜町一丁目 1 3 番地先から 若松区浜町一丁目 3 3 5 番 1 地先まで
2 7 3 2	浜町 2 9 号線	若松区浜町一丁目 4 番 3 地先から 若松区浜町一丁目 1 3 1 番 1 地先まで
2 7 3 4	浜町 3 1 号線	若松区浜町一丁目 1 3 0 番 1 地先から 若松区浜町一丁目 1 2 7 番 2 地先まで
3 0 4 2	本町 2 号 線	若松区本町一丁目 1 番 4 地先から 若松区浜町一丁目 1 2 9 番 1 地先まで
3 0 4 3	本町 3 号 線	若松区浜町一丁目 1 2 9 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 4 5 番 1 地先まで
3 0 4 4	本町 4 号 線	若松区本町一丁目 9 5 9 番 1 地先から 若松区本町一丁目 3 1 7 番 6 地先まで
3 0 4 5	本町 5 号	若松区本町一丁目 3 3 3 番 1 4 地先から

	線	若松区本町一丁目 3 1 8 番 3 地先まで
3 0 4 6	本町 6 号 線	若松区本町一丁目 3 7 3 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 3 5 番 4 地先まで
3 0 4 7	本町 7 号 線	若松区本町一丁目 2 9 5 番地先から 若松区本町一丁目 3 1 4 番 2 地先まで
3 0 4 8	本町 8 号 線	若松区本町一丁目 1 6 5 番 1 地先から 若松区本町一丁目 1 5 1 番 1 地先まで
3 0 5 0	本町 1 0 号線	若松区本町一丁目 6 0 番地先から 若松区本町一丁目 2 4 4 番 5 地先まで
3 0 5 5	本町 1 5 号線	若松区本町一丁目 9 7 4 番 1 地先から 若松区本町一丁目 2 2 3 番 2 地先まで
3 0 5 8	本町 1 8 号線	若松区本町二丁目 4 6 1 番 6 地先から 若松区本町二丁目 7 7 5 番 2 地先まで
3 0 5 9	本町 1 9 号線	若松区本町二丁目 9 8 0 番 2 地先から 若松区本町二丁目 4 9 6 番地先まで
3 0 6 0	本町 2 0 号線	若松区中川町 4 4 4 番 1 6 地先から 若松区浜町二丁目 4 2 3 番 1 0 地先まで
3 0 6 1	本町 2 1 号線	若松区本町二丁目 5 4 3 番 3 地先から 若松区本町二丁目 4 6 1 番 6 地先まで
3 0 6 2	本町 2 2 号線	若松区本町二丁目 5 2 1 番地先から 若松区本町二丁目 3 9 1 番 9 地先まで
3 0 6 3	本町 2 3 号線	若松区本町二丁目 7 1 5 番 1 地先から 若松区本町二丁目 4 7 8 番地先まで
3 0 6 4	本町 2 4 号線	若松区本町二丁目 6 8 4 番 1 地先から 若松区本町二丁目 3 8 7 番 3 地先まで
3 0 6 5	本町 2 5 号線	若松区本町二丁目 6 6 1 番 1 地先から 若松区本町二丁目 7 7 4 番 1 3 地先まで
3 0 6 6	本町 2 6	若松区本町二丁目 8 3 7 番 2 地先から

	号線	若松区本町二丁目 804 番 4 地先まで
3067	本町 27 号線	若松区本町二丁目 868 番地先から 若松区本町二丁目 907 番 2 地先まで
3071	本町 31 号線	若松区本町三丁目 548 番 81 地先から 若松区本町三丁目 571 番 1 地先まで
3073	本町 33 号線	若松区中川町 354 番 4 地先から 若松区中川町 445 番 3 地先まで
3074	本町 34 号線	若松区本町三丁目 548 番 64 地先から 若松区本町三丁目 451 番 8 地先まで
3238	本町 43 号線	若松区本町二丁目 386 番地先から 若松区本町二丁目 387 番 3 地先まで
3452	本町 44 号線	若松区本町一丁目 96 番 7 地先から 若松区本町一丁目 106 番 1 地先まで
3491	本町 45 号線	若松区本町一丁目 976 番 1 地先から 若松区本町一丁目 3 番 6 地先まで
5869	馬場山西 1号線	八幡西区馬場山西 633 番 21 地先から 八幡西区馬場山西 678 番 1 地先まで

北九州市公告第 1 1 1 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 モノクロ複写機 3 台及びカラー複写機 2 台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法

ア モノクロ複写及びカラー複写各 1 枚当たりの単価（当該単価に 1 円未満の端数がある場合は、小数点以下第 2 位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3 年間分）を乗じて得た金額の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各 1 枚当たりの単価契約とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局総務部総務課

イ 期間 この公告の日から令和3年2月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市建設局総務部総務課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和3年2月24日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和3年2月24日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年2月25日までに通知する。

(7) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年3月2日午後5時までに必着のこと。なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

(8) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和3年3月3日午後1時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建設局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2252

北九州市公告第 1 1 2 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市総合保健福祉センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

北九州市総合保健福祉センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 3 年 3 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課

イ 日時 公告の日から令和 3 年 4 月 9 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 3 年 3 月 1 5 日までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課に提出しなければならない。

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 3 年 4 月 8 日午後 5 時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

北九州市総合保健福祉センター 6 階 6 1 会議室

イ 日時 令和 3 年 4 月 9 日午後 2 時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

電話 093-522-5311

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu Central Health and Welfare office

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., April 9, 2021

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., April 8, 2021

(4) For further information, please contact:

Regional Rehabilitation Promotion Division, General Affairs Department, Public Health and Welfare Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 1 1 3 号

一般競争入札により物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約内容

- (1) 物品等の名称及び数量 若戸大橋及び若戸トンネル電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 若戸大橋戸畑電気室（北九州市戸畑区川代一丁目 1 番 1 号）及び若戸トンネル若松電気室（北九州市若松区北浜一丁目）

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

イ 入札は、郵送により行う。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第 2 条の 3 の規定に

より小売電気事業者としての登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年2月25日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市建設局道路部道路維持課ホームページ又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年2月25日午後3時までに必着のこと。

(5) 入札書を提出する場所及び機関等

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課

イ 期間等 令和3年3月11日までに必着のこと。

(6) 入札の日時 令和3年3月12日午後1時30分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (3) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建設局道路部道路維持課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2274

FAX 093-582-2792

北九州市公告第114号

一般競争入札により業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 若戸関連交通管理管制補助等業務（3-1）
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所
 - ア 管制室 北九州市戸畑区川代一丁目1番1号
 - イ 若戸大橋 北九州市戸畑区川代一丁目から若松区本町三丁目まで
 - ウ 新若戸道路 北九州市戸畑区大字中原から若松区北浜一丁目まで
- (5) 入札方法
 - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - イ 入札は、郵送により行う。
 - ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。
 - エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 平成28年度以降に国（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社を含む。第8号において同じ。）又は地方公

共団体（地方道路公社を含む。第8号において同じ。）が発注した交通管理管制の業務を元請けとして受注した実績を有すること。

- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する業務について、同法第4条の規定により福岡県公安委員会の認定を受けていること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から土木工事業の許可を受けた者であること。
- (6) 平成28年度以降に交通管理管制の業務の経験を1年以上有する者を、現場責任者又は現場責任者代理として1名以上、契約期間中継続して配置できること。
- (7) 北九州市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札日前1年以内に、国又は地方公共団体が発注した業務に関して不正又は不誠実な行為、社会的信用を損なう行為等により契約の相手方として不適当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。
- (9) 令和3年12月1日から令和4年3月20日まで溶液散布車両1台を継続して配備できること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年3月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書等の交付方法 前号の場所及び日時において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 入札に参加するための要件等
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年2月25日午後5時までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - イ 入札参加申込みは、所定の様式を郵送することにより行わなければならない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間等
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課

イ 期間等 書留郵便で令和3年2月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和3年3月1日までに通知する。

4 入札書を提出する場所及び期間等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課

(2) 期間等 書留郵便で令和3年3月9日午後5時までに必着のこと。

5 入札の日時

令和3年3月10日午後1時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市建設局道路部道路維持課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2274

北九州市公告第 1 1 6 号

一般競争入札により、令和 3 年度北九州市公用車の任意保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和 3 年度北九州市公用車の任意保険

(2) 契約の内容

北九州市が所有する公用車 1, 2 2 2 台に対する自動車任意保険契約

(3) 契約内容の特質等

入札説明書による。

(4) 契約期間

令和 3 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 4 年 4 月 1 日午後 4 時まで

2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されている者であって、取扱品目に損害保険を挙げていること。

(3) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務局総務部総務課管理第一係

イ 期間 この公告の日から令和 3 年 3 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(4) 入札参加申出書の提出

- ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年2月25日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市総務局総務部総務課管理第一係に提出しなければならない。
- イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年2月25日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室
- イ 日時 令和3年3月1日午後2時

(6) 入札及び改札の場所及び日時

- ア 場所 前号アの場所と同じ。
- イ 日時 令和3年3月15日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部総務課管理第一係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013